

令和3年度茨城県里親訪問等支援事業業務委託に係る
公募型プロポーザルの実施について

茨城県では、令和3年度茨城県里親訪問等支援事業業務委託について、下記のとおり公募型プロポーザルを実施しますので、応募しようとする者は、下記の内容を熟知のうえ、応募願います。

また、詳細は、「令和3年度茨城県里親訪問等支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」（別添PDFファイル）を参照願います。

記

1 委託業務名

令和3年度茨城県里親訪問等支援事業業務委託

2 事業内容

里親等（里親の同居人及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の補助者並びに養親及び養親希望者を含む。）に対し、里親等相互の相談援助や生活援助、交流の促進など、子どもの養育に関する支援を実施することによりその負担を軽減し、適切な養育を確保すること。

3 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日までとする。

4 応募資格

県内に事業所等を有する法人等であって、次の要件を全て満たすことができるものとする。

- (1) 里親訪問等支援事業を適切に行うことができる者であること。
- (2) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は第3号に規定する者でないこと。

5 審査

(1) 審査方法

ア 企画提案内容について、企画提案審査会を開催し、審査委員による審査を行

う。

イ 企画提案審査会においては、提出書類により審査（プレゼンテーションは実施しない）する。

ウ 企画提案提出者は、当該提案についてプレゼンテーションを行う。なお、プレゼンテーションの実施予定日は、令和4年1月31日（月）とする。

(2) 選定結果の通知

企画提案審査会の審査結果に基づき、受託候補者を選定し、選定後、速やかに結果を通知する。なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

(3) 審査基準

審査基準項目	着眼点等
1 実施体制	<ul style="list-style-type: none">・ 確実に業務を遂行できる実施体制になっているか。・ 事業実施にあたり、担当者の役割が明確であるか。・ 児童福祉の観点から、その知識ノウハウ、経験等を十分生かせることが期待できるか。・ スキルと経験を持つスタッフがいるか。・ 個人情報の管理体制は整っているか。
2 里親訪問等支援業務に対する認識・課題の把握	<ul style="list-style-type: none">・ 子どもを養育している里親等やレスパイト・ケアなど短期間養育している里親からの相談に応じるとともに、里親等に定期的に訪問し子どもの状態の把握や里親等への指導等を行うことができるか。・ 親子の再統合に向けて、保護者からの相談に応じるとともに、子どもと保護者の面会交流の調整を行う。併せて、現に子どもを養育する里親等への支援を行うことができるか。等
3 企画内容	<ul style="list-style-type: none">・ 提案内容が、事業目的達成のため、計画性、具体性及び妥当性並びに実施の可能性を伴ったものであるか。・ 児童の最善の利益を考えた里親等訪問支援についての取組を企画することができるか。・ 事業の実績や効果、課題等を分析し、評価することができるか。
4 費用の積算	<ul style="list-style-type: none">・ 費用の積算は合理的な内容になっているか。

6 問い合わせ先

茨城県保健福祉部子ども政策局青少年家庭課 児童育成担当

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

電話：029-301-3258 / FAX：029-301-2189

E-mail：jifukul@pref.ibaraki.lg.jp

7 応募手続等

(1) 提出期限

令和4年1月26日（水）午後5時まで

(2) 提出場所及び問い合わせ先

上記6の問い合わせ先に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送によることとし、郵送による場合は、提出期限内必着の簡易書留郵便に限る。

持参による提出の受付時間は、土曜日、日曜日を除く平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

8 その他留意事項

(1) 事業の成果は茨城県に帰属する

(2) 受託者は、個人情報の取扱いには厳重に注意し、漏えい、滅失等がないようその管理を徹底しなければならない。

(3) 受託者は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。業務委託が完了した後も同様とする。

○ 添付書類

- ・ 業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領
- ・ 業務委託仕様書